

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

長崎県知事認証として特定非営利活動法人設立認証書に記載された特定非営利活動法人について、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）の規定により、以下の団体の設立の認証を取り消しました。

- 特定非営利活動法人設立認証書に記載された法人の名称
特定非営利活動法人 あいサポート

- 主たる事務所の所在地
長崎市小菅町 30 番 6 号 Grandblue 女神 503

- 設立代表者
大峰 史子

- 認証年月日
平成 26 年 3 月 12 日

- 取消年月日
平成 26 年 10 月 24 日

- 取消し理由

特定非営利活動法人 あいサポートを設立しようとして、特定非営利活動法人促進法（以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定により知事へ認証の申請をし、平成 26 年 3 月 12 日付け長崎県指令 25 県協第 196 号により特定非営利活動法人設立認証書の交付を受けたものである。

設立の認証を受けた団体においては、法第 7 条第 1 項及び組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、その主たる事務所の所在地において、設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に登記しなければならないとされている。

しかし、平成 26 年 9 月 19 日現在においても設立の登記を行っておらず、法第 13 条第 3 項の規定する取消要件（六月を経過しても法第 13 条第 1 項の登記をしないとき）に該当する。

- 根拠法令
特定非営利活動促進法第 13 条第 3 項